	(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　一般拠出金の額から給付費割合の三分の二に相当する割合を控除した割合 (2)　被用者保険等保険者である組合　一般拠出金の額から付録第一の式により算定した割合を控除した割合 ロ　組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 ハ　組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 ニ　組合特定被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 ホ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分 (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合 (2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合 ヘ　次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合 (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合の被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合 (2)　被用者保険等保険者である組合　零
(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　高齢者医療確保法第三十四条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第百十七条第一項第一号イ(1)及び附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額の合計額に対する第一項第一号イ(2)に掲げる額の割合 (2)　被用者保険等保険者である組合　付録第二の式により算定した割合 ロ　組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 ハ　組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 ニ　組合特定被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 ホ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分 (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合 (2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に掲げる組合 ヘ　次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合 (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合の被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合 (2)　被用者保険等保険者である組合　零 四　前三号に掲げる部分以外の部分　当該組合の別表第三の上欄に掲げる組合の被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

附則第十四条中「令和八年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に、「第十一条まで」を「第十一条の二まで」に改め、同条の表第九条第二項第一号への項中欄中「後期高齢者支援金等及び」を「、介護納付金及び」に改め、同項下欄中「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに」に改め、同表第九条第二項第二号イの項中欄中「後期高齢者支援金及び」を「、介護納付金及び」に改め、同項下欄中「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに」を「及び病床転換支援金、介護納付金並びに」に改め、同表第九条第二項第二号ハ及びホの項中欄中「後期高齢者支援金及び」を「、介護納付金及び」に改め、同項下欄中「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに」を「及び病床転換支援金、介護納付金並びに」に改め、同表第九条第二項第二号ルの項中欄中「後期高齢者支援金等及び」を「、介護納付金及び」に改め、同項下欄中「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに」に改め、同表第十一条第二項第二号ニの項の次に次のように加える。

第十一条の二第二項第二号イ	第七十条第一項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十条第一項
第十一条の二第二項第二号ニ	第七十五条	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条

附則第十五条中「令和六年度及び令和七年度において、」を削り、同条の表附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)の項を次のように改める。

附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)	並びに附則第十五条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（第四項第一号イに規定する指定被保険者をいう。以下この項において同じ。）又は小規模事業所等（同号ロに規定する小規模事業所等をいう。以下この項において同じ。）に属する当該経過的組合員の世帯に係る前期高齢者納付金	並びに
	並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等に属する常勤経過的組合員の世帯に係る後期高齢者支援金	及び
	並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等に属する常勤経過的組合員の世帯に係る介護納付金	に係る後期高齢者支援金
	並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等に属する常勤経過的組合員の世帯に係る子ども・子育て支援納付金	に係る介護納付金
		に係る子ども・子育て支援納付金